

# 事業内職業能力開発計画

平成29年5月（改）

工藤建設株式会社

## 1. 経営理念・経営方針に基づく人材育成の基本的方針・目標

我が社は、C o n s t r u c t i n g   o u r   F u t u r e（私たちの未来を建設する）の経営理念のもとに、従業員の資質向上、能力の開発を図り、仕事を通じて、会社の発展と社会への貢献に役立つ創造性の豊かな人材育成を基本方針とする。

これを実現するため、従業員に継続した職業能力開発を求め、そのための支援を行う。

## 2. 昇進昇格、人事考課等に関する事項

従業員の評価にあたっては、業績、担当業務、有する技術・技能及び専門知識、就業態度等をもとに、当社への貢献度を公正に判断し行う。

## 3. 職務に必要な職業能力に関する事項

職務を遂行するため必要な職業能力を明確化し、その内容を従業員へ周知することにより、従業員のキャリア形成を支援する。

別紙 事業内職業能力開発計画別表のとおり

## 4. キャリアコンサルティングに関する事項

継続的な人材育成の取り組みと職業能力の開発及び向上のため、セルフ・キャリアドック制度を導入し、年齢、就業年数、役職などの節目において、社員に定期的なキャリアコンサルティングを受ける機会を確保する。

## 5. 教育訓練全体を示す体系

別図 教育訓練体系のとおり

## 事業内職業能力開発計画 別表

別紙

工藤建設株式会社

	各教育訓練の目的及び内容	各教育訓練によって得られる技能、知識その他の能力内容及びレベル	各教育訓練の対象者の要件	各教育訓練の対象者の選定方法	教育訓練終了後の能力向上の評価方法
階層別教育	各階層の職務を遂行する能力を向上させるため必要な知識を習得する、セルフキャリアドックを実施する	各階層の職務に必要な能力を自己評価し、レベルアップのための技能、知識を得る、定期的なキャリアコンサルティングの導入による職業能力の開発及び向上	全員	上司の推薦に基づき、社長が指名する	業務内容の改善、取組姿勢を上司及び社長が評価する
総務・経理事務教育	各種担当業務の遂行能力を向上させるため専門知識を習得する	法令・規則等に基づく事務管理能力の向上を図る	総務・経理担当者	上司の推薦に基づき、社長が指名する	事務内容の改善、処理能力の向上等を上司及び社長が評価する
研究・営業教育	研究開発、営業能力、工事施工能力を向上させるに必要な知識を習得する	研究開発技術、営業技術、工事施工に関する調査・技能習得、マーケティングに関する知識等、能力の向上を図る	研究・営業担当者	上司の推薦に基づき、社長が指名する	研究開発事業、営業活動、工事施工技術の向上等を上司及び社長が評価する
技術・技能教育	各工事現場における施工管理等・積算、入札関連事務に必要な専門知識、技術・技能等を修得する	工種別施工管理等に必要な専門知識、技術・技能等の資格を取得し、能力の向上を図る	技術者・作業員 総務・経理担当者	上司の推薦に基づき、社長が指名する	工事の施工体制、施工管理能力・積算、事務処理能力等の向上を上司及び社長が評価する
安全衛生教育	安全作業の確実な実行を図るため、必要に応じ安衛法に定められた各種研修に参加する	法定による各種教育訓練に参加し、技能、知識の向上を図る	技術者・作業員	上司の推薦に基づき、社長が指名する	研修受講状況及び訓練成果が作業に反映されているか上司及び社長が評価する
自己啓発	従業員の自らの希望により実施し、能力向上の機運向上を醸成する		全員	上司が相談にのり、社長への進言に基づき、社長が指名する	本人の申し出により、上司及び社長が評価する

教育訓練体系

工藤建設株式会社

別図

階層	職位	階層別教育	職能別教育			安全衛生教育	自己啓発	O J T
			総務・経理事務	研究・営業	技術・技能			
幹部職	部長 次長	経営者研修 セルフキャリアアドック実施	※ 2-1 労務・就業関係研修 総務管理者として 労働基準法等の専門知識の習得 (別紙参照)	※ 3-1 新分野研究開発事業に関する研修 新分野事業に関する専門知識の習得 (別紙参照)			資格取得奨励 通信教育紹介	ISO14001 研修  (1)EMS の継続的運用管理研修
管理職	課長 課長補佐	※ 1-1 管理・監督者研修 管理・監督者としての役割を理解する セルフキャリアアドック実施  ※ 1-2 中途採用者研修	※ 2-2 社会保険・福利厚生関係研修 社会保険制度、福利厚生等に関する知識の習得 (別紙参照)	※ 3-2 営業知識、営業技術に関する研修 目標設定、管理等営業活動に必要な知識の習得 (別紙参照)	※ 4-1 工種別施工管理等に必要な専門技術研修 工程、品質、施工管理に必要な専門知識の習得 (別紙参照)  ※ 4-2 工事施工に関する調査・技能研修	※ 5-1 安全衛生管理者研修 安全衛生推進者研修 管理者として安衛法に定める安全作業を確実に実行するための知識を習得 (別紙参照)	各種資料の提供	(2)部門別、作業別緊急時訓練  (3)内部監査委員研修  土木工事積算実務研修
中堅職	係長 主任 世話役	会社の経営方針、事業内容、諸規則について理解する セルフキャリアアドック実施  ※ 1-3 一般・中堅社員研修 一般・中堅社員としての役割を理解する	※ 2-3 建設業簿記会計関係及び工種別施工管理等に必要な専門技術研修・資格取得 建設業簿記会計の知識を習得し会計処理能力の向上を図る事や、工事専門知識・資格を習得する事による積算、入札関連事務の習得 (別紙参照)	※ 3-3 マーケティングに関する研修 市場調査、流通経路等マーケティング戦略に必要な知識の習得 (別紙参照)  ※ 4-2 工事施工に関する調査・技能研修	工事施工の手法、作業手順等技能の習得 i-construction に関する研修   ※ 4-3 施工技術者養成研修 建設業法に定める施工技術者の養成 (資格取得研修等) (別紙参照)	※ 5-2 技能者の特別教育、能力向上教育、安全衛生教育 安衛法に定める技能者に対する安全・能力・向上・衛生に関する各種教育 (別紙参照)		(1)測量・設計・積算研修  (2)実行予算作成実務研修  (3)施工技術研修 (現場研修)
一般職	社員	※ 1-4 新入社員研修 会社の経営方針、諸規則、ビジネスマナー等を理解する セルフキャリアアドック実施		※ 4-1 工事施工の手法、作業手順等技能の習得、i-construction に関する研修				

\* 配置転換、もしくはその他の理由等を考慮し、教育訓練・資格取得を行う。

\* 上記以外の講習・資格取得についても業務上必要とされるものについては、随時、教育訓練・資格取得を行うものとする。

\* 2 - 1

雇用管理研修 職業能力開発推進者講習 職業能力開発推進者経験交流プラザ 企業労務管理士・認定講座 衛生管理者 技能向上課程監督者研修 安全衛生推進者養成 社会保険労務士 法規 福利厚生 VDT管理 特許

\* 2 - 2

雇用管理研修 職業能力開発推進者講習 職業能力開発推進者経験交流プラザ 企業労務管理士・認定講座 衛生管理者 技能向上課程監督者研修 安全衛生推進者養成 社会保険労務士 法規 福利厚生 VDT管理 特許

\* 2 - 3

建設業経理事務 日商簿記 1・2級土木施工管理技士 1・2級建築施工管理技士 1・2級管工事施工管理技士 1・2級舗装施工管理技士 1・2級造園施工管理技士 1・2級電気工事施工管理技士 1・2級建設機械施工技士 1・2級建築士 木造建築士 測量士 測量士補 浄化槽設備士 給水装置工事主任技術者 排水設備責任技術者 積算講習

\* 3 - 1

化学設備関係第1種圧力容器取扱作業主任者 普通第1種圧力容器取扱作業主任者 特定化学物質等作業主任者 鉛作業主任者 四アルキル鉛等作業主任者 有機溶剤作業主任者 産業用ロボットの教示等業務 高気圧業務 透過写真撮影業務 乾燥設備作業主任者 ビオトープ 危険物 マーケティング戦略 特許 電気 機械 公害

\* 3 - 2

担当製品知識 技術知識 法律知識 マーケティング戦略 会計 契約関連 調査

\* 3 - 3

担当製品知識 技術知識 法律知識 マーケティング戦略 会計 契約関連 調査

\* 4 - 1

1・2級土木施工管理技士 1・2級建築施工管理技士 1・2級管工事施工管理技士 1・2級舗装施工管理技士 1・2級造園施工管理技士 1・2級電気工事施工管理技士 1・2級建設機械施工技士 1・2級建築士 木造建築士 測量士 測量士補 浄化槽設備士 給水装置工事主任技術者 排水設備責任技術者 配管工 配管技士 下水道第2種技術 現場管理者統括管理 職長教育

\* 4 - 2

1・2級土木施工管理技士 1・2級建築施工管理技士 1・2級管工事施工管理技士 1・2級舗装施工管理技士 1・2級造園施工管理技士 1・2級電気工事施工管理技士 1・2級建設機械施工技士 1・2級建築士 木造建築士 測量士 測量士補 浄化槽設備士 給水装置工事主任技術者 排水設備責任技術者 配管工 配管技士 下水道第2種技術 現場管理者統括管理 職長教育 施工技術研修（現場研修） 品質管理 工程管理 ドローン研修、i-constructionに関する研修

＊４－３

１・２級土木施工管理技士 １・２級建築施工管理技士 １・２級管工事施工管理技士 １・２級舗装施工管理技士 １・２級造園施工管理技士 １・２級電気工事施工管理技士 １・２級建設機械施工技士 １・２級建築士 木造建築士 測量士 測量士補 浄化槽設備士 給水装置工事主任技術者 排水設備責任技術者 配管工 配管技士 下水道第２種技術 現場管理者統括管理 職長教育 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 石綿作業主任者 地山の掘削作業主任者 土止め支保工作業主任者 型枠支保工作業主任者 足場の組立て作業主任者 ずい道等の掘削作業主任者 ずい道等の覆工作業主任者 鉄骨の組立て作業主任者 木造建築物の組立て作業主任者 コンクリート造工作物解体作業主任 はい作業主任者 木材加工用機械作業主任者 プレス機械作業主任者 乾燥設備作業主任者 採石のための掘削作業主任者 安全衛生推進者養成講習 ガス溶接講習 ボイラー実技・取扱講習 玉掛け講習 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者 コンクリート破砕器作業主任者 鋼橋架設等作業主任者 コンクリート橋架設等作業主任者 船内荷役作業主任者 ボイラー据付工事作業主任者 ガス溶接 ショベルローダー等運転 フォークリフト運転 小型移動式クレーン運転 床上操作式クレーン運転 車両系建設機械運転講習 高所作業車運転 石綿取扱従事者 アーク溶接 酸素欠乏危険作業 ローラー運転 粉じん作業 小型車両系建設機械運転 不整地運搬車 木造建築物の組立作業 発破作業・技士 低圧・高圧電気取扱 クレーン運転 研削といし取替え 動力プレスの金型等の取り付け、取外し又は調整 揚貨装置の運転 機械集材装置の運転 伐木等の業務 ボイラー技士 チェーンソー取扱の業務 基礎工事中建設機械の運転 車両系建設機械の作業装置の操作 巻き上げ機の運転の業務 軌道装置の動力車の運転の業務 特殊科学設備の取扱、整備及び修理業務 小型ボイラー取扱業務 デリック運転 建設用リフトの運転業務 ゴンドラ取扱業務 高気圧業務 ビオトープ コンクリートポンプ車の作業装置操作 ボーリングマシンの運転業務 タイヤ空気充填作業 低層住宅のための職長教育 土止め先行工法 正しい工事写真の撮り方 品質管理 工事測量 危険予知活動 排水ポンプ車 除雪講習

＊５－１

統括安全衛生責任者 安全衛生責任者

＊５－２

統括安全衛生責任者 安全衛生責任者 ダイオキシン類ばく露防止 石綿取扱い 自由研削と石取替え アーク溶接 クレーン運転 酸素欠乏危険作業 低圧電気取扱 ローラー運転 動力プレス金型等の取り付け 粉じん作業 小型車両系建設機械 高所作業車運転 伐木 機械集材装置運転 安全管理者 衛生管理者 安全衛生推進者(初任時) ボイラ取扱 足場の組立て 木造建築物 職長教育 職長・安全衛生責任者 建設現場管理者統括管理 車両系建設機械運転 手すり先行工法 フォークリフト運転 積卸作業 交通労働災害防止担当管理者 移動式クレーン定期自主検査 天井クレーン定期自主検査 玉掛け 造林作業 トラクター集材 林内作業車集材 機械集材装置運転 高性能林業機械運転 刈払機 VDT 作業管理者 新入者安全衛生 危険予知